

佐賀県循環器病対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」(平成30年法第105号)第11条に規定する県における循環器病対策の推進に関する計画「佐賀県循環器病対策推進計画」(以下「計画」という。)の策定、推進に関して、必要な事項を検討するため、「佐賀県循環器病対策推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の進捗及び評価に関すること。
- (3) その他循環器病対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は佐賀県健康福祉部医療統括監をもって充てる。

3 委員は次の各号に掲げる者のうちから、佐賀県知事が委嘱する。

- (1) 循環器病患者及び循環器病患者であった者又はこれらの家族・遺族を代表する者
- (2) 救急業務に従事する者
- (3) 循環器病に係る保健、医療、又は福祉の業務に従事する者
- (4) 学識経験のある者その他知事が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは、速やかに補充するものとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が欠席の時は、代理の出席を認める。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、会議の運営上必要と認める場合は、委員以外の者の出席を要請し、意見を求め又は説明を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、第2条に定める事項について、実効ある循環器病対策の推進のために必要な事項を協議する。

3 各部会委員の任期については、第4条を準用し、その他運営に必要な事項は別に定める。

(庶務)

第7条 協議会及び部会の庶務は、佐賀県健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。